

理事会

令和7年5月15日（木）

（17：00～18：00）

（於：西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室）



公益社団法人 中野法人会

理事会 出欠名簿

開催日:令和7年5月15日(木)

場所:西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室

(名簿順・敬称略)

会長	横山 浩之	出	理 事	塩澤 清俊	出
副会長	木村 栄大郎	出	理 事	相澤 勉	出
副会長	矢島 友伸	欠	理 事	沼尾 秀夫	欠
副会長	宮治 誠人	出	理 事	平澤 良二	出
副会長	濱 利仁	出	理 事	杉山 鉄郎	出
副会長	川村 能正	出	理 事	松原 美紀子	出
副会長	柴野 直樹 (福井 直幹)	出	理 事	村澤 儀雄	欠
			理 事	根本 香織	出
			理 事	北 裕一郎	欠
常任理事	新井 建喜	出	理 事	志水 政計	出
常任理事	滝口 智	出	理 事	渡邊 寛和	出
常任理事	石崎 勝一	出	理 事	吉川 健一	出
常任理事	谷津 和広	欠	理 事	安田 一也	欠
常任理事	斎藤 謙治	欠	理 事	小峰 一泰	欠
常任理事	三橋 満	欠	理 事	石井 正幸	出
常任理事	竹下 芳	出	理 事	平澤 多香子	出
常任理事	酒井 一男	出	理 事	惣田 雄二	出
常任理事	鈴木 浩司	出	理 事	阿部 豊太郎	出
常任理事	小倉 健治	欠	理 事	村田 和彦	
常任理事	米持 大介	出	理 事	落合 義昭	出
常任理事	大島 昭子	出	理 事	谷津 かおり	出
顧問	宮島 茂明	出	理 事	堀井 昭子	出
			理 事	麻沼 雅裕	欠
			監 事	山岡 修治	出
			監 事	松本 善夫	出
			顧問税理士	斎藤 英一	出
			顧問税理士	直原 康人	出

理事会次第

開催日：令和7年5月15日
場所：西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室

1. 会長挨拶……………横山会長
2. ご来賓紹介並びにご挨拶…中野税務署 上運天副署長様、寺崎第1統括官様、石井上席様
3. 報告事項
 - ・令和6年度における利益相反取引に関する重要な事実の報告……………横山会長
4. 決議事項
 - ・青年部会規約の一部変更の件……………横山会長
 - 【第1号議案】令和6年度事業報告承認の件……………宮治副会長
 - 【第2号議案】令和6年度収支決算報告承認の件……………事務局
5. 報告事項
 - 【監査報告】の件……………松本監事
 - 【第3号議案】令和7年度事業計画の件……………柴野副会長
 - 【第4号議案】令和7年度収支予算の件……………事務局
6. 決議事項
 - 【第5号議案】令和7年度・令和8年度役員改選承認の件……………横山会長
7. 報告事項
 - ・代表理事・業務執行理事の業務報告について

理事会 議題

《報告事項》

令和6年度における利益相反取引に関する重要な事実の報告

(1)有限会社友美堂様

- ①取引内容 案内及び広報誌“なかの”等の印刷・発送
- ②価格 4,903,209円

(2)松野産業株式会社様

- ①取引内容 賞品及び記念品の売買
- ②価格 65,754円

(3)株式会社ダブルズ様

- ①取引内容 ホットライン及びWEBシステムの保守
- ②価格 30,800円

《決議事項》

・青年部会規約の一部変更の件

【第1号議案】令和6年度事業報告承認の件

【第2号議案】令和6年度収支決算報告承認の件

《報告事項》

【監査報告】の件

【第3号議案】令和7年度事業計画の件

【第4号議案】令和7年度収支予算の件

《決議事項》

【第5号議案】令和7年度・令和8年度役員改選承認の件

《報告事項》

・代表理事・業務執行理事の業務報告について

青年部会規約の一部変更の件

1. 第4条の変更

- ・「幹部」の削除

2. 第6条の変更

- (2)但し書きの変更

2. 第10条の変更

- ・「但し、部会長は再任できない。」の削除
- ・「の同意を得るものとする。」を「に報告するものとする。」へ変更

3. 第16条の変更

- ・「同意」を「決議」へ変更

現 行 規 約	変 更 案
(会員) 第4条 本会は、公益社団法人中野法人会会員の代表者またはその幹部社員のうち、50歳以下の者で、かつ、本会の目的および事業に賛同する者をもって構成する。	(会員) 第4条 本会は、公益社団法人中野法人会会員の代表者またはその社員のうち、50歳以下の者で、かつ、本会の目的および事業に賛同する者をもって構成する。
(退会) 第6条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは退会したものとする。 (1)任意退会 (2)第4条の規定による資格を喪失したとき 但し、会員が50歳を超えても次の定時総会までは資格を有するものとする	(退会) 第6条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは退会したものとする。 (1)任意退会 (2)第4条の規定による資格を喪失したとき 但し、会員が50歳を超えた場合でも、次の定時総会までは年齢要件を満たすものとする。 また、役員が50歳を超えた場合については、任期満了までは年齢要件を満たすものとする。
(役員の選出、任期) 第10条(1)前条の役員は全部会員の中から総会で選出し、公益社団法人中野法人会理事会の同意を得るものとする。 (2)役員の任期は2年とする。但し、部会長は再任できない。また、任期満了前に50歳を超えても任期中はその職務を行なうものとする。	(役員の選出、任期) 第10条(1)前条の役員は全部会員の中から総会で選出し、公益社団法人中野法人会理事会に報告するものとする。 (2)役員の任期は2年とする。また、任期満了前に50歳を超えても任期中はその職務を行なうものとする。
(規約の改正) 第16条 規約の改正は総会で決議したうえ、公益社団法人中野法人会理事会の同意を得なければならない。	(規約の改正) 第16条 規約の改正は総会で決議したうえ、公益社団法人中野法人会理事会の決議を得なければならない。

附 則

規約第4条、第10条、第16条の変更は令和7年年5月15日より実施する。